

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	甲斐 温子
登録番号又は法人番号	18441511
所属する単位会	大分県行政書士会
事務所名称	ふじ行政書士事務所
事務所所在地	別府市馬場4丁目4-5 サンリット別府鶴見404号
処分年月日	令和2年11月25日
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	会費滞納による（会則第43条による手続） 会費滞納額30,200円（R2.3.26時点）
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>大分県行政書士会会則第43条</p> <p>第43条 本会は、納付すべき会費を正当な理由なく納入期限後2ヶ月以上の期間滞納している個人会員に対し、催告書発送日から14日以内に会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定により、催告を行っても、催告書発送日から14日以内に会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し、その者の個人会員として業務を継続して行う意志の有無を確認の上、その意志がないと認める者に対しては、本会は、廃業の勧告を行うものとする。</p> <p>3 前項の規定による綱紀委員会の開催後、14日以内に会費の納入がない場合には、個人会員として業務を継続して行う意志がないものとみなして廃業の勧告を行うものとする。やむを得ない事情があると認められる場合は、理事会の承認により、2年を越えない期間を定めて会費の延納の許可又は免除を行うことができる。</p> <p>4 2年を超えて会費を滞納する個人会員は、業務を行わないものとみなし、法第7条第2項の規定を適用して、本会は当該個人会員の登録の抹消に関して連合会に申請することができるものとする。</p> <p>5 廃業の勧告を受けた会員で、会費の完納があったときは、</p>

廃業の勧告を取り消さなければならない。

6 本会は、聴聞に応じない会員について、会報をもってその氏名等を公表することができる。